福井海区漁業調整委員会会議次第(第22期第14回)

- 1 日時 令和5年5月11日(木) 13時30分~15時00分
- 2 場所 福井市大手2丁目8番10号 福井県水産会館 6階 大ホール
- 3 出席者

(会長) 小林 利幸 (会長代理) 鈴木 聖子 (委員) 濵出 征勝、木邑 康和、森 修、櫻木 忍、髙橋 武一、 東村 玲子、平内 真澄 (事務局) 石田 敏一、石本 健治、西口 智則、児玉 晃治、小竹原 涼、 柘植 卓実

- 4 課長(水産)挨拶
- 5 議題
- (1) 諮問事項
- ・第15次漁業権免許に関する漁場計画(案)について(答申)
- ・福井県知事管理漁獲可能量の設定について
- ・知事許可漁業における制限措置、申請期間の設定について
- (2) 報告事項
- ・福井県知事管理漁獲可能量の変更について
- (3) その他
- 6 議事録署名委員指名

小林会長: それでは、議事に入る前に、議事録署名員を指名いたします。本日の議事録 署名員は、平内委員と子末委員にお願いをいたします。

7 議事

小林会長:前回委員会にて諮問された漁場計画(案)について、先日、公聴会を開催いたしました。この結果を受けて委員会で意見をまとめ、答申したいと思います。 説明については事務局から説明をお願いします。

事務局 : それでは、事務局から説明をさせていただきます。

今回の内容ですが、今ほど会長から説明のありましたとおり、前回の委員会 で諮問されました漁場計画(案)の設定に対する答申の説明となります。

まず、1-1です。委員会から答申を行うに当たり、利害関係者から広く意見を聴取するために4月20日及び4月25日に嶺南と嶺北でそれぞれ公聴会を開催いたしました。

嶺南会場で開催した公聴会には、小林会長、鈴木会長代理、森委員、高橋委員、小西委員、櫻木委員に御参加いただきました。また、利害関係者として嶺南地区の漁業関係者計6人の参加がありました。

資料の嶺南会場の③の公述内容のところになりますが、公聴会における意見としては、若狭三方漁協より、区画漁業権の第30号及び32号でかきを養殖するために貝類垂下式養殖業を追加していただきたいという要望がありました。

この理由については、若狭三方漁協の組合員の方が水産試験場と共同で岩がきの試験養殖を実施しており、その結果が良好であったということで、関係者と漁協で調整を重ねて、本格的に岩がき養殖に取り組むことに決まったことで、今回、事前要望には間に合いませんでしたが、公聴会の段階で30号と32号に貝類垂下式養殖業を追加してほしいということでした。

続いて、嶺北で開催した公聴会となります。こちらは小林会長、鈴木会長代理、木邑委員、濵出委員、後藤委員に御参加いただきました。また、利害関係人として嶺北地区の漁業関係者計8名の出席がありました。

公聴会における意見としましては、この嶺北会場の③の公述内容のところになりますが、北潟漁協より共同漁業権の第1号に「たこ漁業」を漁業権魚種として追加してほしいという意見がありました。

この理由について、今、北潟漁協の漁業県内では素潜りでたこ漁を行っているのですが、今回、組合内で調整がつき、共同漁業権の中でのたこつぼ漁業を行いたいということで「たこ漁業」を追加したいということが理由になっています。

共同漁業権の中でたこつぼを行うときには漁業権魚種に指定されているとい う必要がありますので、そういった意見がありました。

以上で公聴会の説明を終わります。

続きまして、資料1-2、1-3、1-4ですが、これは前回の諮問の際にもお配りした資料とほぼ同じになっています。これに今公聴会で出された意見を追加したような形になっています。

例えば資料1-2の2枚目に、共同漁業権の1号において「たこ」、資料1-4の区画漁業権の30号および32号に「かき」を追加しており、これが前回の資料からの変更点となっています。

その他は前回の説明時と変更はございませんので、今回は説明を割愛させて

いただきたいと思います。

資料の1-5を御覧ください。

資料の1-5ですが、2枚組みになっており、2枚目は前回の諮問を参考につけています。

こちら、この委員会で前回の諮問に対して、公聴会の意見を踏まえて協議した結果を答申するのですが、その答申の案を事務局で作成させていただいた資料になります。

御審議のほどよろしくお願いします。

小林会長: ただいま事務局から説明がありましたが、何か御意見ございませんか。 何かございませんか。

(「なし」の声あり)

小林会長:なければ、それでは今後の漁場計画を資料のとおり知事に答申してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林会長:ありがとうございます。

事務局 : ありがとうございます。

最後に、漁業権の今後のスケジュールということで、資料1-6について報告させていただきます。

これまでの流れと今後のスケジュールを書いています。

左が県の水産課で行うこと、右が海区の委員会で行うこととして分けております。この赤字の部分が本日の委員会の内容となります。

今後のスケジュールについて、主に県の関係になりますが、5月のところを 御覧いただきたいと思います。

今回の委員会の答申を受けまして、海区漁場計画の作成、決定をして公示を 行います。これは、免許予定日である9月1日の3か月前までに公示するとい うことになっていますので、5月31日までに公示をします。

その後、6月に各漁協で臨時総会を開いていただき、漁業権の申請を決議し、 県に漁業権の申請をしていただくことになります。申請期間は6月1日から7 月20日までの予定をしています。

そして、免許申請に係る説明会を5月下旬に県で漁協の方を対象に開催する 予定をしています。

免許の申請および免許の漁業権にセットの行使規則も6月1日から7月20 日まで受け付けるような形を予定しています。

その後、県で受け付けた申請について審査をしますが、その申請の審査について本委員会に8月上旬を目処に御意見を伺う予定しておりますので、皆様の御出席をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、諮問事項1の答申について終わりたいと思います。 ありがとうございます。

小林会長: それでは、次の諮問事項について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : 今回、福井県の知事管理漁獲可能量の設定を行う対象は、まさば、ごまさば 及びずわいがにになっています。先日、国から令和5管理年度におけるまさば、 ごまさばとずわいがにの漁獲可能量が通知されました。通知については次ペー ジに載っております。

国から都道府県知事管理漁獲可能量が示されると、県は資源管理方針に基づき知事管理漁獲可能量を設定し、調整委員会に意見を聴いた上で国へ承認申請を行う必要があります。

令和5管理年度における福井県の漁獲可能量は、まさば、ごまさばが現行水準、ずわいがにが220トンとなっています。ずわいがにについては、昨年より39トン増加している内容となっております。

まず、まさば、ごまさばの知事管理漁獲可能量の配分につきましては、資源 管理方針において漁獲可能量を全量福井県沿岸漁業に配分するとしているため、 全て福井県沿岸漁業に「現行水準」として設定します。

続いて、ずわいがにですが、こちらも福井県の資源管理方針において福井県 ずわいがに漁業に漁獲可能量を全量配分するとしていますので、今回もそのよ うに知事管理漁獲可能量を設定することにしています。

ただいま説明した内容について、知事からの諮問文を読み上げます。

3ページになります。

水第377号。

令和5年5月1日。

福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

福井県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)。

みだしのことについて、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、 漁業法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

この別紙というのが裏面になります。4ページになります。

これが先ほど説明したもので、知事管理漁獲量の設定後、漁業法の規定に基づいてこの内容を公表する予定になっていますが、配分されたものを全て資源管理方針に基づいて、まさば、ごまさばについては福井県沿岸漁業に現行水準と。ずわいがい日本海系群A海域については、知事管理漁獲量を福井県ずわいがに漁業に220トン配分するという内容になります。

事務局からの説明は以上です。御審議いただきますようよろしくお願いします。

小林会長: ただいま説明が終わりました。何か御質問ございませんか。

東村委員:ずわいがにの知事管理漁業の漁獲量、去年と比べてどれぐらい上がったり下がったりされたんでしょうか。もしかしたら先ほど御説明の中にもあったかもしれないんですが、聞き漏らしたのでもう一度お願いします。

事務局 : それでは、説明します。

昨年の当初が知事管理の漁獲量が181トン、今回が220トンなので、3 9トン増加したというような状況です。

東村委員:恐れ入ります。そうすると、A海域全体が増えているということでしょうか。 事務局:はい、そのとおりです。

A海域全体では、昨年、令和4管理年度は2,800トンであったものが、3,400トンということで2割増えているような形になっています。

全体が2割増えているということで、各県のところも2割増えたような形になっております。

東村委員:ありがとうございました。

小林会長:ほかに何かございませんか。

なければ、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林会長:では、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申することでよ ろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林会長:ありがとうございます。

では、次の諮問事項について事務局から説明をお願いいたします。

事務局: それでは、議題、諮問事項の3つ目、知事許可漁業の制限措置、申請期間について説明をさせていただきます。

資料3の表紙、1ページ目の左側の概要のところを御覧ください。

本議題は、当委員会で毎回のように御審議いただいておりますがもので、福井県が漁業調整規則に定めた知事許可漁業について、その許可を行うために定める必要があるとされる制限措置と申請期間、これを定めるため、事務局で作成したこれらの案について当委員会の意見を聞くというものになっております。

今回定めるべき漁業は、資料にあるとおり、1. ばい貝かご漁業、2. この しろ底刺し網漁業、3. がざみ底刺し網漁業、4. たこつぼ漁業、5. あわび 漁業、6. なまこ漁業、これら6つが対象となっております。

1番から3番の漁業については、現在の許可の有効期間の満了を迎えるに当たり、継続して操業するために許可を更新する目的で許可の枠を設けるもので、 それぞれ漁期開始時期に配慮し、申請期間を定めております。

また、4から6の各漁業については、漁業者から経営安定化のため、新規の

枠の要望があったため、新規の枠として定めるものです。

これら新規の許可の申請期間については、漁業調整規則の中で「漁業の機会を損なわない限り、申請期間については原則1か月以上とする」という旨の規定があるため、1か月間を申請期間として設定しております。

それでは、表ページの右側にあります県知事からの諮問文を朗読いたします。 福井海区漁業調整委員会会長、小林利幸様。

福井県知事、杉本達治。

知事許可漁業における制限措置および申請期間について (諮問)。

このことについて、福井県漁業調整規則第11条第1項及び第3項の規定に 基づき、別紙のとおり制限措置と申請すべき期間を定めたいので、貴委員会の 意見を求めます。

以上が諮問文です。

このページ以降の2ページから6ページの表には、先ほど申し上げましたそれぞれの漁業の制限措置と下段に申請期間が示してあります。

使用する漁船の要件や操業区域、漁業時期、行う者の資格等表中に含まれておりますが、今回変更になるものは申請の枠、許可または起業の認可をすべき船舶等の数という左から3つ目の欄にのみとなっておりまして、その他操業区域等には変更は全くございませんので、2ページから6ページの表中の個別の説明は恐れながら省略させていただきます。御了承いただきますようお願いいたします。

以上で資料3、知事許可漁業に関する制限措置、申請期間の御説明を終わります。

事務局としましては、今回の漁業許可更新並びに新規許可のための制限措置、申請期間の設定について、この資料のとおりとさせていただきたく思います。 御審議のほどよろしくお願いいたします。

小林会長: ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見ございませんか。

何もございませんか。

東村委員:この6つに限りこの1ケ月の申請期間が設けられている理由を教えていただ きたい。

事務局: 今回、制限措置として設定しているものについて、それと合わせて申請期間を設定するものですが、ほかの漁業も更新の時期や新規の着業の御要望があれば、都度、設定するものとして制限措置と申請期間を設定しております。

東村委員:はい、分かりました。ありがとうございます。

小林会長:ほかに何かございませんか。ありませんか。

なければ、諮問どおりの内容とすることが適当である旨、県に答申すること

でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林会長:では、諮問事項については以上といたします。

続いて、報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、事務局から説明をさせていただきます。

今回報告させていただくのは、くろまぐろの漁獲可能量の変更になります。 まず、今回の変更の経緯について説明をさせていただきます。

令和5管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の変更について、4月27日に国から通知がありました。これは、小型魚は22.8トンから35.6トンに増え、大型魚は19.1トンから21トンに増えるという通知になります。

県では、この配分通知に基づきまして追加配分を速やかに県内の各漁協へ漁 獲枠として配分をしたところです。

しかし、先日、5月8日、水産庁から追加配分の計算に誤りがあったという ことで再計算した結果、各都道府県への追加配分が若干減少するようなことに なったと連絡が来ています。

今回の委員会で数量の変更について諮問する予定でしたが、水産庁から変更 承認通知が本日付でまだ届かないため、次回の委員会において諮問するという ことで、今回は報告とさせていただきます。

流れとしては、小型魚については22.8トンが一旦35.6トンになりましたが34.3トンになると。大型魚については19.1トンから21.3トンになりましたが、21.2トンに改めて変更をしたいというようなことになっております。

知事管理漁獲可能量に配分する説明に移りたいと思います。

見出しの2番のところを御覧いただきたいと思います。

先ほどもありましたが、国から都道府県別の漁獲可能量が示されると、県は 資源管理方針に基づいて知事管理漁獲量を設定する必要があります。国から追 加後の漁獲可能量として提示される予定数量が34.3トン、大型魚について は21.2トンというのが予定されております。

県では、全体の1割を留保として定めて、残りの9割を定置漁業と漁船漁業へ配分するということになっておりますが、今回、一旦35.6トンというような通知を受けて、漁獲枠を各漁協へ配分したというようなことがありますので、現場に一旦配分したものをまた修正するというのは現場において混乱を生じると事務局では考えていますので、減少分については県の留保で対応するということを検討しています。そのため、1割を留保としておりましたが留保分が減少して当初の5%の留保枠となるというのが状況です。

大型魚も同様に、一旦配分したものを県の留保分で対応すると検討していま

す。

現在、水産庁が各都道府県へ数量変更の意見照会をしており、その意見照会の結果を取りまとめ次第、改めてこの34.3トン、21.2トンの通知が来ることが予定されていますので、それを持って次の委員会で改めて諮問させていただきたいと思っており今回は頭出しということでさせていただきます。

現在設定している数量が小型魚は22.8トン、大型魚は19.1トンであり、まだ枠に余裕があるため、現場で数量を超えることはないかとは思っておりますが、次回の諮問までにこの数量を超過するおそれがある際には諮問ではなく事後報告として扱わせていただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。

小林会長:ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問ございませんか。

森委員:これ、前出したまま使うということですね。

事務局: そうです。各漁協に追加配分が4月27日付で来て、漁獲枠を各漁協に配分したので、各漁協はそのままの枠で使っていただきたいということです。

森委員 : 今度は、末になったときにはもう0.5しかないということになりますね。

事務局 : そうです。留保枠が減少しているというような形になります。

森委員: そうすると、何かあったときには、厳しいのではないですか。

今までどおりに戻したほうがいいのではないかと思いますけど。また皆さんの意見あるかもしれませんが、やはり減った分は減った分で今言ったほうがいいのではないかと思います。例年どおりまたあると思ってしまうと、末になったときに問題が生じる。今は安い時期であるが、今度は冬になってくると高い時期になり大量入網があると1.5と0.5では違うと思う。いかがでしょうか。

事務局 : 県の留保枠の考え方ですが、各場所によって捕れ方が違うということに対応するということもありますが、基本的には漁獲可能量の9割を超えると、採捕停止命令を発出することを検討する必要があります。8割を超えると数値を公表して、9割を超えると採捕停止命令をかけるかどうかというような判断になるが、その分余裕を持って1割を留保して配分したものを使っているというような形があります。

今回、1割を切る分しかないため、皆さんが捕ると留保枠の扱いを考える前に、採捕停止命令をかけなければならないことも考えられますので、今、一旦配分したものを回収するか留保枠で対応するかのその2択にはなりますが、どちらが混乱を生じないかなというところです。

森委員: 今の段階では、減った増えたというのはそんなにないのではないかと思いますが、最後のほうになってこれではなかったというよりも、今のあるときで間違ってミスでしたという話のほうがまだ前回同様の数量を残したほうがいいの

ではないかとは思います。これもまた皆さん方の意見もあるので。僕としてはそれがいいかなと思っています。

小林会長:ほかに何かございませんか。

森委員:一番肝心なところです。

小西委員:今の森さんの話の続きですが、追加された分も場所によってはもうほぼイエローカード的なところまで上がってきたところもあります。

となると、今から返すものがない状況で、それは漁場によってかなり差があるため、一回配分されたところについてはそのまま続行してもらい、最終的に大変なところも出てくるかも分かりませんが、昨年どおり県定置でもいろいろ考えているようなことをお聞きしていますので、そういうところで何とか後で調整していただけたらありがたいかなと思います。

事務局 : 補足になりますが、例年、県の留保を出すというのは、本当に最後になりますので、今回のこの1トンと2トンをどう扱うかというのは、実際には年明けぐらいの漁期が終わりになって、県定置と相談して扱いを考えており、去年も随時的に出すような形を取りました。

この留保枠を期待して使い切るというよりは、最後の最後に留保枠が出てくるという形なので、早急に枠が逼迫するような状況にはならないのかなとは思っています。

小西委員:最近はまぐろの値段も今の時期は10キロぐらいだともう数量決まっているというのは周りも知っているため値段が良い。昔のように買い叩かれることもなく、キロ2,000円以上は絶対している。貴重な水揚げ資源であり、そういう意味では冬のほうがもちろん値段はいいかもしれませんが、今の段階でもう残すよりは消化したいという考え方でうちは取り組んでいる。御理解のほどよろしくどうぞ。

森委員:わかりましたよ。

事務局 :また、去年も7回ほど水産庁が主体となり交換や譲受要望のタイミングがあり、福井県からは譲受枠をいただきたいという要望は随時お願いしており、今後も要望する予定をしています。昨年もわずかですが譲受分が来たことがあり、漁獲可能量の設定の際は委員会の皆様に御意見を聞くことになりますが、そのときに留保分に戻すというようなことも考えられるのかなと思います。

小林会長:ほかに何かございませんか。

ないですか。

なければ、報告事項については以上といたします。

その他について何か御意見などお願いをいたします。

何もないですか。

なければ、以上で委員会を終了させていただきたいと思います。

本日は皆さん御苦労さまでございました。ありがとうございました。